

ID: 216

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	指定の取消し		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町指定給水装置工事事業者規程 第8条		
<b>例規番号</b>	平成10年 水道管理規程第3号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (指定の取消し)                      第八条 町長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の指定を取消することができる。</p> <p>一 不正の手段により第四条第一項の指定を受けたとき。                      二 第五条各号に適合しなくなつたとき。                      三 第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。                      四 第十二条各項の規定に違反したとき。                      五 第十三条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従つた適正な工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。                      六 第十六条の規定による町長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。                      七 第十七条の規定による町長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。                      八 その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日